

災害看護学の大学院教育

The Trend of Disaster Nursing Education at Graduate Program in Japan and the World

山本あい子 Aiko Yamamoto (兵庫県立大学地域ケア開発研究所教授)

キーワード：災害看護学、大学院教育、スペシャリスト

key words : disaster nursing, graduate program, specialist

I. はじめに

昨今、災害の発生が増加し、かつ規模の増大を受けて、災害時に対応できる人材育成が社会から求められている。日本を含めた世界の看護界においても、災害時に活動できる人材育成は急務であり、学部や大学院教育、あるいは現任教育等の各プログラムにおいて教育が行われている。現在、日本を含む世界では災害看護関連の大学院は8校である。本稿では、それぞれの状況を概観しつつ、大学院における教育について考えてみたい。

II. 災害看護教育の動向

A. 日本の大学院における災害看護教育

日本では、日本看護系大学協議会において専門看護師教育課程基準が作成され、審査基準にのっとり教育内容の審査が行われて、その質保証が担保されている。災害看護領域の基準は、平成24年に作成され、平成25年度に教育課程の認定が実施されるに至っている。災害看護の教育課程において育成する人材像として、①災害による人々の健康や生活への影響、被災者特性、活動現場特性をふまえ、各災害サイクルにおける被災者への看護活動、ならびに看護職等に対する支援を展開することができる、②災害救援の活動現場における、行政・住民組織・他職種・ボランティア等との連携・協働・必要時組織化の重要性を理解し、シミュレーション等でリーダーシップを発揮することができる、③個人・家族・組織・地域における防災・減災に向けた諸活動、人々の危機管理意識を啓発する諸活動を計画

実施することができる、④災害時の人々の生活と健康支援に向けて、社会システムや医療・看護ケア提供体制等の整備等を考えることが出来る、の4項目が述べられている(日本看護系大学協議会、平成24)。

日本では、災害看護関連の教育は3校において実施されている(平成25年6月23日現在)。平成24年から、日本赤十字広島看護大学大学院では、災害看護専門看護師コースが開設され、また日本赤十字看護大学大学院では、修士・博士課程において国際看護学・災害看護学専攻が開設され、災害看護専門看護師育成に向けた教育が開始されている。これらに先立ち、兵庫県立大学看護学研究科では、平成17年から修士課程において災害看護学専攻が設置され(博士後期課程教育は平成16年度から開始)、専門看護師教育課程の基準をみたく教育内容で教育が実施されている。

B. 世界における災害看護関連の大学院教育

現在、世界において災害看護関連の大学院教育は5校において行われている。イギリスカーディフにあるグラモーガン大学大学院修士課程では、Disaster Health Careコースを設置し、遠隔授業と夏季集中講義の組み合わせで教育を提供している。米国テネシー大学大学院修士・博士課程では、2012年よりGlobal Disaster Nursingのコースを開講している。修士課程では、4学期以上学び41単位取得するとMSNの学位を、博士課程では、3年間のフルタイムの学生として学び、80単位を取得すると、PhDの学位を取得することができる。またDNPの学位もあるようだ(<http://www.nursing.utk.edu/calendar/n3.aspx>)。

イタリアのスパニエンザ・ローマ大学修士課程では、International Disaster Managementのコースを

開講している。コースでは、災害分野の研究方法論、技術、災害対策の計画立案・対応・評価等、人道支援に関する知識が提供されている。それにより、政策構築できる人材や災害管理に関与する専門家として機能し得る人材育成を目指している (<http://www.uniroma1.it/didattica/master/international-disaster-management>)。

中国四川大學華西看護学研究科と香港理工大學看護学研究科は、2011年から4年間の災害看護合同博士プログラムを、また2013年からは合同の災害看護修士課程を開講している。

Ⅲ. スペシャリストの生まれる背景

免許とスペシャリストの資格には違いがある。免許は、法律で定められている資格であり、国民の安全等を保障するための制度であり、専門家であるがジェネラリストを指している。つまり、看護師・保健師・助産師といった国家免許は、日本国が必要な職種だと認めていることであり、国民の安全等の確保に向けて、国家試験を通して質の保証がなされている。その職種は専門家ではあるが、スペシャリストとはみなされない。一方スペシャリストとは、団体や学会が定める資格であり（認定資格）、専門分野の質の向上を目指すために設けられた資格であり、特定分野の専門家を目指している。

ICNは看護の専門分化について（1991）、看護のある特定の局面における知識および技術のレベルを意味し、それは基礎的な看護教育によって修得される以上のものであると述べている。つまり、スペシャリストの育成は大学院においてなされるということが、グローバルスタンダードとなっている。

スペシャリストが生まれる背景には、社会からの要請と現実の中にある必要性が認識されることがある。阪神・淡路大震災を経験した日本の看護界は、災害時並びにその後の中・長期的な看護活動が必要であり、それらを行うには特化した知識と技術があることを学び、さらに東日本大震災の発生を受けて、災害看護専門看護師の教育の必要性を痛感した。

東日本大震災の活動を通して、日本の看護界が認識を深めた点は、災害対応のためには過去に類のない数の看護職が必要であったことから、災害看護の知識・技術は全看護師にとって必要であること、災害看護には特化した知識と技術があること、またそれらの知識・技術の創造には研究が必要であること、さらに混沌とした状況下における調整能力の重要性の認識であった。これら日本の看護界の認識を深めることには、東日本大震災が巨大災害であったこと、ならびに医療・介護制度が変更され、地域に医療ケアの必要な患者が多数存在したことが関連している。

Ⅳ. 教育課程における人材育成のねらい

山本らは（2005）、各教育課程における人材育成のねらいを次のように記している。大学院教育においては、災害時に機能する体制を構築しつつ、災害時には高度な看護実践を行うことができ、また状況に応じたリーダーシップを発揮し、かつ教育・訓練及び研究活動を積極的に行うことができる人材を育成する。また看護基礎教育のねらいとして、災害の発生前後に人々や社会に生じる健康問題・課題、そのような中での看護の役割を理解し、災害時の看護活動に参加できる基礎的な知識や技術を持った人材を育成する。さらに現任教育のねらい（スタッフナースレベル）として、それぞれの所属する組織における防災計画及び災害時の体制を理解し、災害発生時には主体的に看護ケアを提供でき、またボランティア看護職として機能しうる人材を育成する。

看護職の育成にとって、各教育課程における人材育成の目的を明確にし、災害時に活動できる看護職の育成は急務であることから、それぞれの教育課程が分担し合って、災害に強い看護職づくりを目指すことが必要である。

Ⅴ. 今後の課題

今後の課題として、人材育成ならびに災害看護領域における知識と技術の特化を進めることが必要である。災害看護専門看護師の教育は、修士課程で目指すが、それに向けたそれぞれの災害看護の基礎能力を明確にすることも必要である。またスペシャリストの育成を大学院で進めつつ、全看護師が災害看護の知識と技術を必要としていることを考えると、看護基礎教育における必要な災害看護教育の促進も必要である。

災害看護領域の構築を促進する上では、研究を通して知識の集約や創造が必要である。そのためには、研究者の育成も急務となる。研究者の育成を進めることが、災害看護領域における知識・技術の特化へもつながっていく。

参考文献・資料

- (<http://www.nursing.utk.edu/calendar/n3.aspx>) (January, 25, 2013)
- (<http://www.uniroma1.it/didattica/master/international-disaster-management>) (February, 1, 2013)
- 日本看護系大学協議会（2013）、平成25年度専門看護師教育課程基準、専門看護師教育課程審査要項、日本看護系大学協議会
- 山本あい子他（2005）、災害看護教育プログラムの開発－災害看護教育内容の抽出とカリキュラム構築－、日本災害看護学会誌、6（3）、pp.15-29.